

国際交流対応マニュアル

I 学生の海外留学・研修等

II 外国人留学生受入れ

高知県立大学国際交流センター

2017

【目次】

I : 学生の国外渡航のための安全管理マニュアル

1 はじめに p	1
「国際交流活動等に伴う安全管理マニュアルについての考え方」		
1.1 対象および目的		
1.2 基本方針		
2 安全管理の流れ		
「学生の国外渡航に関する安全管理マニュアル」		
2.1 事前準備		
2.1.1 オリエンテーション p	2
2.1.2 事務手続き p	2
2.1.3 情報収集 p	3
i) 社会情勢、治安情勢、防犯対策等に関する情報		
ii) 法令・規則に関する情報		
iii) 宗教や文化・習慣等に関する情報		
2.1.4 自己管理 p	4
i) 予防接種		
ii) 保険加入		
iii) 健康・医療に関する管理		
2.2 渡航中の注意		
2.2.1 情報収集 p	5
2.2.2 安全確保 p	6
2.2.3 健康管理 p	6
2.2.4 トラブルへの対処 p	6
2.2.5 終了前 p	7
i) 関係者への挨拶・連絡		
ii) 在外公館での手続き：ビザ、在留資格、帰国届等		
iii) その他		
2.3 終了後の対応		
2.3.1 帰着連絡 p	7
2.3.2 帰国時の体調不良への対応 p	7
2.3.3 リエントリーショックへの対応 p	8
➤ 別紙1：情報収集一 p	9
➤ 付 録：書類様式 p	10

II : 外国人留学生の受入れマニュアル p13

受入れオリエンテーション時の説明事項

1 平常時の安全管理		
2 危機管理時の対応等		
3 想定される危機と対応		
4 大学が留学生等に参加を勧める保険		
➤ 別紙2：外国人留学生に対する危機管理体制 p	16
➤ 別紙3：Dealing with Emergencies and Disasters p	17

I：学生の国外渡航のための安全管理マニュアル

1 はじめに

「国際交流活動等に伴う安全管理マニュアルについての考え方」

本学においては、国際交流の進展とともに、国外留学・国外研修・インターンシップ・個人的旅行による、学生及び大学院生（以下、「学生」とする）並びに教職員の大学等や各地域へ派遣する機会の増加が予想されています。このことに伴い、安全管理に関して、本学学生に向け、大学としての安全配慮義務を全うするため、危機に直面した際に対応すべき事項をここに定めます。

1.1 対象および目的

本マニュアルは、全学の学生を対象とします。（ただし、災害看護学専攻（DNG L）の学生に対しては、別途定めます）。つまり、本学の協定校への派遣留学制度（短期・中期・長期を問わない）、その他の各学部・研究科にて承認する国外研修・ゼミ等による研修等の、大学の管轄の下に活動する国外でのすべての活動に適用します。

目的は、「在学中の留学・国外研修の安全確保」である。危機とは、学生の命、財産、健康や尊厳を侵すような事態（英語の crisis に相当）とし、マニュアルには学生本人が理解しておく必要がある基本事項を掲載します。

1.2 基本方針

- 本学の協定校への派遣留学制度・国外研修に参加する学生は、大学の国際交流委員会が実施するオリエンテーションを受けてください。
- その他の各学部・研究科にて承認する国外研修、教員の引率によるゼミ等による研修等については、各学部・研究科の担当教員が大学に対して事前に渡航計画の届出を行うとともに、オリエンテーションは各学部長・研究科長の責任において、必ず実施してください。
- 上記のオリエンテーションでは、安全確保のための情報収集を行い、各自が自身の安全確保に向けた行動を取れるようにすることを目的とします。
- 上記の学生の留学・研修等に引率する教職員も本マニュアルの遵守が求められます。
- 学生は、以下の内容を熟読し、渡航に際して本マニュアルを携帯してください。また国内外を問わず自身の生命の安全を最優先に行動しましょう。必ず保険等に加入するなどし、必要な安全対策に努めてください。
- 大学の管轄下ではない、学生の個人的な国外旅行については、大学への報告の義務はありませんが、本マニュアルを携帯し熟読すると共に、保険等に加入するなどし、同様に必要な安全対策に努めてください。非常の事態においては、緊急連絡体制表を活用して大学へ連絡してください。
- 大学として、緊急連絡体制等の協働体制を取り、学生の安全を確保します。

2 安全管理の流れ

「学生の国外渡航に関する安全管理マニュアル」

学生は、参加するプログラムが定める 1) オリエンテーション、2) 事務手続き、3) 情報収集、4) 自己管理（予防接種、保険加入、健康・医療に関する管理）を確認し、指示された事項は必ず実施してください。これらを満たさなければ、プログラムへの参加が認められないことがあります。

2.1 事前準備

2.1.1 オリエンテーション

オリエンテーションの内容は行先、内容により異なりますので、それぞれ事前のオリエンテーションを必ず受けてください。そこで指示された事前準備・自己学習は必ず行ってください。個人の旅行では、旅行会社等の情報を必ず自分で調べ、事前準備は必ず行ってください。

2.1.2 事務手続き

表1の必要書類を本学の国際交流センターに提出してください。

表1 必要書類

	書類名	備考
1	海外研修参加申込書（原本）	様式 1
2	海外留学・研修等にあたっての同意・承諾書（原本）	様式 2
3	パスポートの本人氏名、写真等	変更があればその都度
4	国外旅行保険証書のコピー	
5	受け入れ先が指定する書類	ホームステイ申込書など
6	ビザのコピー	対象者のみ
引率者（必要な場合のみ）		
0	緊急連絡体制表	様式 0

※各様式は、10ページ以降にある【付録】書類様式(様式0～様式2)を使用。

2.1.3 情報収集

国外では国際情勢や治安、文化、等が国内とは異なり、思わぬ危険が生じることがあります。危険を未然に防ぐため、あらかじめ情報を十分収集しましょう。特に以下の点に気を付けて収集してください。

※情報収集の参考となる各ホームページのURLは、【別紙1】（9ページ）に掲載。

i) 社会情勢、治安情勢、防犯対策等に関する情報

渡航先の社会情勢については、国外における日本人の安全対策の一環として、「[外務省の国外安全ホームページ](#)」で提供されています。この「危機情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止、退避を命令するものではありませんが、国外への派遣留学・研修などの実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合は、これらを十分参考にしてください。大学で実施する留学・研修等は大学側が渡航の中止等の決定を行うことが可能ですが、必ず、学生自身でも社会情勢を確認し、安全かどうかを判断してください。特に大学教員が引率しない、留学・個人的研修・旅行等は、安全情報を十分に確認してください。

治安の比較的安定した国や地域でも、事件や事故に巻き込まれるケースは数多く報告されています。スリ、置き引きなどの犯罪は、貴重品の管理方法や手荷物の持ち方等の基本的な対策で被害を防ぐことが可能です。また日本人を狙った強盗や誘拐なども少なくありません。日頃から目立たない服装、行動をとるなど、注意を怠らないようにしましょう。【別紙】のホームページ等を参考にし、被害に遭わないよう自分で対策を講じましょう。

万が一被害に遭った際には、命を守ることを最優先し、冷静に行動してください。

また、日本の連絡先（大学や家族）に渡航日程や宿泊先を事前に知らせるとともに、緊急時の連絡先として現地の大使館や領事館等の住所、電話番号を把握しておきましょう。盗難に遭った際等のために、パスポートは必ず複数コピーして携帯及び別保管しましょう。

ii) 法令・規則に関する情報

日本では当たり前な行動が、現地では不適切、場合によっては違法となるケースがあります。国によって法令・規則が異なるので、渡航前にしっかりと確認しておきましょう。

表2 渡航前の確認事項

	確認事項	参考にするホームページ
1	査証（ビザ）の有無とパスポートの残存有効期間	日本外務省 、または 日本領事館
2	通貨の持ち込み（持ち出し）金額制限	日本外務省
3	通関：骨董品、模造品、動植物等の持ち込み（持ち出し）の規制	日本外務省 、 成田空港
4	薬物所持・使用	厚生労働省
5	飲酒	
6	写真・動画撮影	

iii) 宗教や文化・習慣等に関する情報

文化や習慣について、現地の歴史や宗教、文化、風習をよく理解し尊重することも、危険回避のために重要です。事前によく調べて理解を深めて、理解・尊重する気持ちを持ち、軽はずみな行動は慎みましょう。社会全般にわたり、宗教が大きな役割を占めている国は少なくありません。特に宗教施設を訪問する際には、過度に肌を露出する服装は避け、その宗教に敬意を示す態度を心掛けましょう。

2.1.4 自己管理

i) 予防接種

厚生労働省検疫所によれば、国外渡航者のための必要な予防接種は二つの側面があります。一つは、入国時などに予防接種を要求する国（地域）に渡航するために必要なものです。もう一つは、国外で感染症にかからないように身体を守るためのものです。

事前に渡航先の感染症情報を収集するとともに、それぞれの予防接種の内容、リスク等を理解したうえで、オリエンテーションで、定められた予防接種について説明を受けた場合は、その指示に従ってください。個人的な留学・研修・旅行等の場合は、渡航者一人一人が、どの予防接種を受けるかを決定してください。派遣留学大学先では、健康診断証と共に、予防接種証明書の提示を求められる場合があります。その派遣大学先の手続きをする際によく調べ、事前に受けるか受けないかを判断してください。それぞれの国の情報は、[「国政労働省検疫所のホームページ」](#)に掲載されています。

ii) 保険加入

国外渡航時に必ず国外旅行傷害保険に加入してください。国外渡航時に病気になった場合等、病院での治療は、非常に高額(※注)になる場合が多くみられます。また、医療施設や水準が十分でない国では、国外への緊急移送が必要となる場合もあります。また、支払い能力や保険加入が確認できないと、治療を拒否される場合があります。なお、クレジットカードには国外旅行傷害保険特約のついたものもありますが、通院や治療を十分に保障できないことがあるため、損害保険会社の国外旅行傷害保険にも加入するようにしましょう。

派遣留学制度では、派遣留学大学先で保険に加入するという制度もある大学もありますが、それ以外の渡航先では、個人で必ず加入するようにしてください。旅行代理店等では、国外旅行傷害保険加入まで世話をしてくれるところが多いので、航空券を予約する際等で問い合わせをすると良いでしょう。

(※注: 例えば、自損事故で右手骨折、手術後5日間の入院で、230万円。急性盲腸炎の手術で240万円。ハワイで水泳中に溺れて意識を失い、ICUで一か月治療後、プライベートジェットで日本搬送、現地治療費3,000万円、搬送費1,000万円。等、考えられないほど高額になることも珍しくありません。また、万一の場合に備えて、十分な補償額を確保しておくことも重要です。上のハワイの例では搬送費はカバーでき

たものの、現地治療費の内、約2,300万円が自己負担となりました。)

(平成26年3月1日現在の保険会社支払事例から抜粋)

iii) 健康・医療に関する管理

国外では、気候風土、食事の変化や疲れ等から体調を崩すこともあります。事前に自分の健康状態を十分把握し、万全な健康状態で国外へ渡航しましょう。体調により入国が許可されない場合もあります。派遣留学大学先では、必ず渡航前に健康診断証の提示をする必要があります。その際、医療機関で健康診断をし、必ず万全な健康状態かどうかを確認してください。また、感染症等の情報は、それぞれの国によって違います。旅先で感染しないように、ワクチンを打つ等、感染予防対策をしましょう。また、治療中の疾患等がある人は、旅行することが可能かどうかの医師の判断を仰ぐとともに、英文の診断書、紹介状や処方薬説明書等を現地へ持参するようにしましょう。常用している医薬品がある人は、滞在中十分な量を必ず持参の上、現地で調達できる医療機関等を確認しておきましょう。

また、急な病気等に備え、言語も含め十分なレベルにある条件の良い病院の所在地・連絡先をあらかじめ複数リストアップしておきましょう(保険会社や国外邦人医療基金のホームページを参考にしてください)。

2.2 渡航中の注意

現地の滞在先に到着したら、速やかにメール等で国際交流センターや全学国際交流委員会、及び各学部・研究科の担当教員へ無事に到着した旨を連絡してください。(団体渡航の場合には代表者がまとめて連絡してください)。また、渡航先が大学の場合は、国際交流担当職員や教員等に連絡を取り、緊急時の場合の安全に関する情報も得ておきましょう。

2.2.1 情報収集

渡航後、在外公館への在留届提出と危険情報の把握をする必要があります。災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避時の手配等、連絡・保護が在外公館から受けられるように、旅券法により、3か月以上外国に滞在する日本人は在留届の提出が義務づけられています。また、治安情勢が不安定な国や地域への渡航の場合は、滞在期間が3か月未満でも届け出るようになっています。

在外公館のホームページ(【別紙1】外務省の欄参照)等で、定期的に渡航先の危険情報について情報収集してください。

2.2.2 安全確保

事件・事故、災害等の被害に遭った際、迅速に連絡が取れるよう、外出の際は、緊急連絡先を記したメモ等を必ず所持してください。緊急時における家族や大学への連絡体制を確認し、必要時には必ず連絡してください。定期的に引率教員や本学の国際交流センター、または教員等に連絡を取ることも緊急対策につながるでしょう。

善意を利用されて共犯者や犯罪者になる危険性があるので、見ず知らずの人と軽率に親しくしたり、不用意に物品を受け取ったりしないよう気を付けましょう。特に渡航時の預かり物は絶対に引き受けしないでください。

また、渡航先では、リスクが大きいため、できる限り自動車等の運転はしないでください。

治安等も含め危険な地域等の情報を得た場合は、そのような場所には近づかないように注意してください。滞在中何らかの危険を察知した場合は、速やかにその場を離れ、身を守ってください。比較的治安がいいとされる国や地域であっても、突発的な事件の発生により治安が悪化する場合があります。滞在中もテレビやラジオ、インターネットや現地の人々から情報を入手するよう努めましょう。滞在地の人々や学生等と日頃から良好な関係を築き、緊急時の情報や助けを得られる状況にしておくことも重要です。

2.2.3 健康管理

滞在中は時差、食生活の違い、生活環境の変化、文化の違いなどによるストレス等から体調を崩しやすくなるので、決して無理な行動はせず、十分な休養、睡眠をとりましょう。生水や氷は避ける、十分加熱調理したものを食べる等、対策を講じることも大切です。また、体調不良の場合には無理せず引率教員や派遣先の大学教職員、友達等に相談しましょう。

2.2.4 トラブルへの対応

不幸にして事件等に巻き込まれた場合は、まず落ち着いて、冷静に自分の命を守る行動をしましょう。安全確保ができたなら以下のように行動してください。

- (1) 渡航先の緊急時連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。
- (2) 被害に遭ったら、教員等に報告するとともに、警察等に被害の事実を届け出て被害届受理書（ポリスレポート）を受け取る。
- (3) 自ら連絡できない場合に備え、派遣先や在外公館等の関係者に所属部署への連絡を依頼しておく。
- (4) 在外公館の指示に従って行動する。
- (5) 家族へ連絡する。
- (6) 保険会社に連絡する。

2.2.5 終了前

i) 関係者への挨拶・連絡

お世話になった方に必ずお礼のあいさつをしてください。区切りとしてしっかりとした感謝を伝え、お別れの挨拶をすることは、今後の信頼関係を育てていくためにも大切です。特に派遣留学や短期留学研修等、協定校での留学の場合は、担当教職員や学生等に必ずお礼と連絡をして下さい。学びを振り返り、きちんと誠意を伝えましょう。

ii) 在外公館での手続き：ビザ、在留届等

渡航先国・渡航目的・滞在期間等によってビザの要否・種類が異なります。国によっては事前通告なしに手続きが変更される場合もありますので、詳細は日本国内にある渡航先国の大使館・総領事館に確認し、最新の情報を入手してください。

情報収集の項でも述べたように、外国に3か月以上滞在する場合は、在留届の提出が義務付けられています。この届を提出しないと、在外公館は、あなたが滞在していることが分かりません。大災害、事件、事故の際にも安否確認や家族への連絡ができなくなりますので、必ず提出してください。また、帰国する場合はもちろんのこと、現地で転居する場合にも、変更届が必要ですので、忘れずに届け出てください。

一時帰国を含めて、帰国する際には、渡航先国において在留管理上何らかの手続きが必要になる場合があります。その手続きを怠ると、再度その国に入国する際、問題が生じることがあります。国によって異なりますので、必ず各自で現地の在外公館に確認するようにしてください。

iii) その他

現地で開設した各種サービス（銀行口座、電気・ガス・水道等）の閉鎖・解約等必要な手続きがあれば、時間を要する場合がありますので余裕を持って行ってください。

その他、派遣先大学から指示があれば従ってください。

2.3 終了後の対応

2.3.1 帰着報告

派遣留学、研修等は終了したら、まず無事であることを電話等で大学の報告窓口と本学の国際交流センターに速やかに連絡してください。

2.3.2 帰着時の体調不良への対応

帰着時から帰着後に体調不良が生じた場合は、その旨を引率の教職員や本学の担当窓口に報告してください。

帰国時に発熱や下痢等の症状がある場合は、まず各空港検疫所の健康相談室に相談してください。また、数日後体調が悪くなった場合でも相談ができます。

国外、特に熱帯地域に渡航した後、少なくとも6か月の間は、渡航関連の感染症が生じる可能性があります。デング熱等による症状は、ほぼ帰国後3週間以内にみられますが、マラリア等の寄生虫による感染症や、一部の感染症では、数週間から数か月あるいは数年たってから生じることもあります。原因がはっきりしない発熱、下痢、皮膚症状などで受診する際には、必ず渡航歴を教えてください。また、できる限り感染症外来や国外渡航者外来のある医療機関を受診しましょう。

2.3.3 エントリーショックへの対応

リエントリーショックとは、違う文化に順応した後、再度自国の文化に触れた際に感じるものです。対処方法は個人で異なりますが、まずは、こうした症状があることを理解することが重要であり、類似した経験のある人と話すことなどが有効とされています。心身に不調がある場合は、本学の教職員や医療機関を受診してください。

【別紙1】 情報収集先一覧

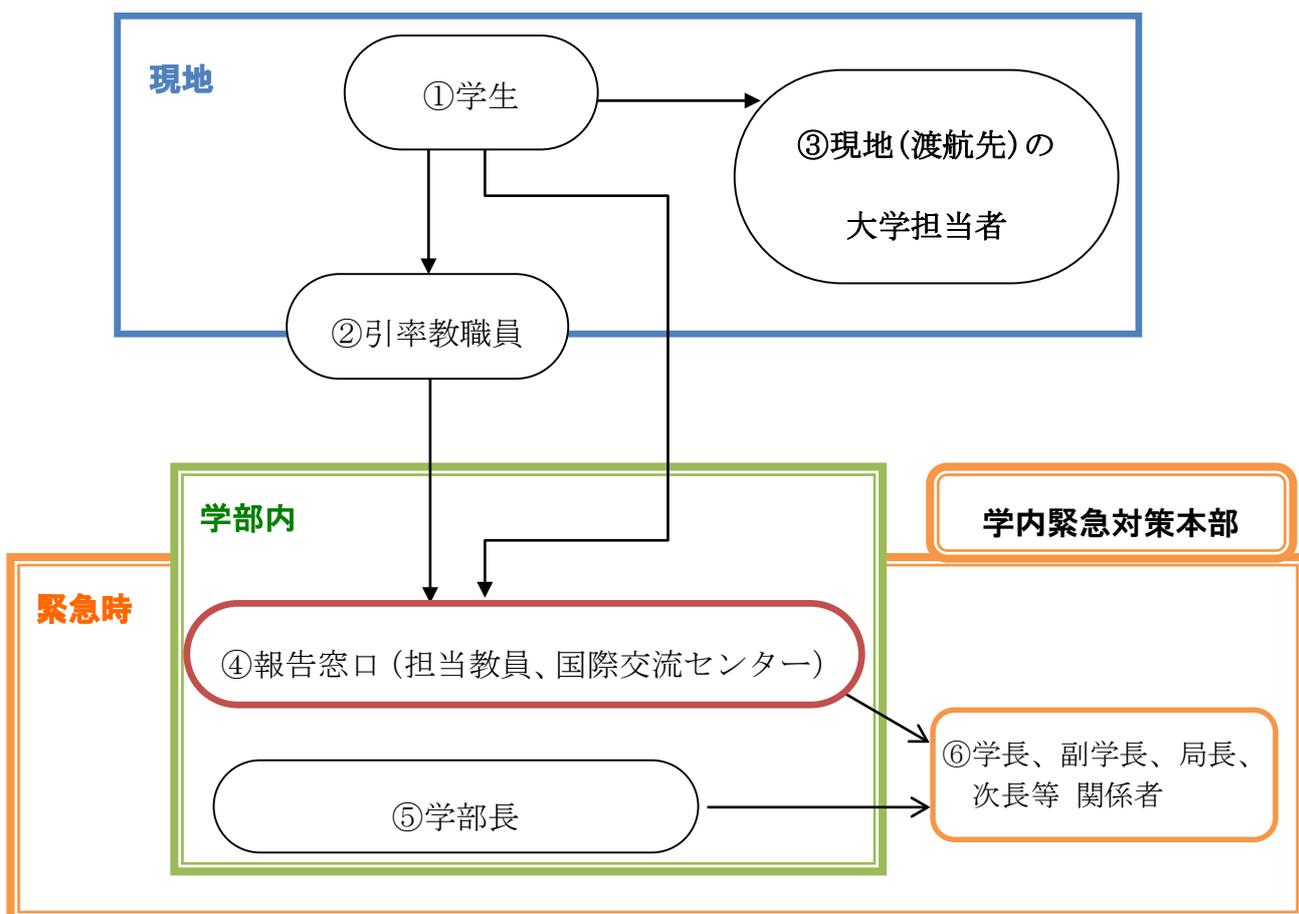
	情報源と入手可能な情報、入手方法	ホームページの URL
外務省	海外安全ホームページ (国・地域別の危険情報や安全確保上の参考情報)	http://www.anzen.mofa.go.jp/ http://www.anzen.mofa.go.jp/i/ (携帯版)
	最新渡航情報配信サービス (最新の渡航関連情報)	メールマガジン 外務省のホームページ内(↓)で登録する https://www3.anzen.mofa.go.jp/kaian_entry/mmgserviceentry.asp
	在外公館 (当該在外公館が管轄する国や地域のニュース)	ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/annnai/zaigai/list/index.html メールマガジン 在外公館のホームページ(↑)で大使館・領事館毎に登録する
	外務省海外安全虎の巻	http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html
	在外公館医務官情報 (世界各国の医療事情)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/
厚生労働省	海外渡航者のための感染症情報 (国外で流行している感染症の情報)	http://www.forth.go.jp/
	厚生労働省検疫所所在地一覧 (検疫所一覧、各検疫所には健康相談室があり、帰国後の健康相談が可能)	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html
成田空港	持ち込み(持ち出し)規制 (骨董品、模造品、動植物等の持ち込み(持ち出し)の規制)	http://www.narita-airport.jp/jp/security/liquid/index.html
各種団体	日本在外企業協会(JOEA)の海外情報 (主に英米政府が発信している国外安全情報(英語))	http://www.joea.or.jp/safetyinfo
	財団法人海外法人医療基金(JOMF)の各国医療関連情報 (各国の医療に関する情報 ex:医療レベル、日本語対応の病院など)	http://www.jomf.or.jp/jyouhou/index.html
	国際協力機構(JICA)の国別生活情報 (各国の生活情報、短期滞在者用コンパクト版あり)	http://www.jica.go.jp/seikatsu/index.html
	国立感染症研究所	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
	海外留学安全対策協議会 (具体的な危機管理の支援)	http://www.jcsos.org/

【付 録】 書類様式（様式 0～様式 2）

（大学提出用・本人持参用）

様式 0

緊急連絡体制



【通常時】

帰着後、すみやかに②引率教職員(いない場合は①学生)から、④報告窓口へ連絡してください。

【非常時】

- ① 学生、②引率教職員のいずれかが出来るだけ素早く、④報告窓口へ連絡してください。
- ⑤ 学部長はただちに緊急対策本部を設置し、状況に合わせて人員を配置し速やかに対策を講じてください。

高知県立大学
海外研修参加申込書

国際交流センター長 様

研修名：_____

期 間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

学部・学科名 _____ 学籍番号 _____

フリガナ

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____ 携 帯 番 号 _____

E - m a i l ① _____

E - m a i l ② _____

私は、既述の海外研修に上記の者が申込みすることについて、本海外研修の趣旨と内容を理解した上で了解し、同意いたします。

_____ 年 月 日

保証人氏名 _____ 印

申込学生との続柄 _____

II 外国人留学生の受入れマニュアル

1. 受入れオリエンテーション時の説明事項

受入れオリエンテーション時に担当学部が説明すべき注意事項

- ① 外国人留学生等身上記録（住所、電話番号、e-mail 等記載）を大学へ提出すること
- ② ビザの更新等の申告、学会参加、一時帰国、私事旅行など国外に出る場合は、大学へ届出をすること
- ③ 定期健康診断受診や保険（国民健康保険、学研災等）への加入が必要であること
- ④ 危機発生時の連絡窓口と、部局における特に休日の連絡窓口(担当者)について
ここでいう危機とは、
 - a. 自然災害（地震、台風など）、
 - b. 犯罪（被害、加害）、
 - c. 事故・火災、
 - d. 健康・衛生、
 - e. 異文化適応、
 - f. その他（人間関係、ハラスメント、学業、進路、学業などに関する問題）である
- ⑤ 外国人留学生等が一時帰国する場合の自らの危機管理（特にテロ、内乱、SARS 発生時）などについては、国際情勢、渡航先の情報収集に努めること

2. 平常時の安全管理

当該学部等は以下の事項について管理する

- ① 外国人留学生等身上記録（住所、電話番号、e-mail 等記載）の変更等
- ② ビザの更新等の把握、学会参加、一時帰国、私事旅行など国外に出る場合の届出管理
- ③ 定期健康検診の受診の徹底
- ④ 保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険、学生総合共済等）への加入状況の把握

3. 危機管理時の対応等

本学の外国人留学生等に危機が発生した場合の対応は、別表に基づき行う

4. 想定される危機と対応

学部等は、以下の事項を受入れオリエンテーション時に説明し、注意を喚起する

(1) 自然災害

a. 地震対策に関する説明事項

- ①地震に遭ってもあわてず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動（避難）すること
- ②地震が発生したらガス器具の元栓を閉め、電気器具の電源を切って避難すること
- ③日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水等の確保、避難場所などのチェック及び家具の転倒防止等の対策をしておくこと

b. 台風や水害に備えるための説明事項

- ①台風や大雨の際には川、海には近づかない。また、むやみに出歩かないこと
- ②日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などのチェックをし、確認しておくこと
- ③台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどの気象状況をチェックし、注意を払うこと

(2) 犯罪対策

- ①日本の法律の遵守を徹底すること
- ②警察、救急（消防署）及び大学担当者連絡先を周知すること
- ③警察、病院等との対応の際に、言葉の問題から、通訳が必要な場合の大学担当者連絡先を周知すること

(3) 交通事故及び火災防止等、安全確保のための説明事項等

- ①自動車やバイクに乗る場合の自己責任の重さを認識すること
- ②自動車やバイクに乗る場合は、必ず任意保険に加入すること
- ③事故の報告：警察、救急（消防署）への連絡と、大学担当者への連絡（連絡窓口の周知徹底）を忘れないこと
- ④言葉の問題から、通訳が必要な場合の大学担当者先を周知すること
- ⑤火災事故の発生に備えて、必ず「留学生住宅総合保障」などの火災保険に加入すること
- ⑥火災発生に備えて宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口等は入居時に必ず確認すること
- ⑦宿舍に備え付けてある消火器の扱い方についても必ず確認すること
(大学生は、交通事故死を想定して、初動対応（遺体確認と家族への連絡、遺族の来日、経済的な問題、パスポート・ビザ、遺体安置と葬儀）の要点を日頃からシミュレーションしておく)

(4) 健康・衛生面に関する説明事項

- ①定期健康診断受診の必要性を周知すること
- ②長期の病休となる場合の連絡窓口、相談窓口を周知すること
- ③国民健康保険未加入の場合の問題点について説明し、加入を求めること
- ④大学は入学時に既往症をチェックし、在学中も日頃から外国人留学生等の健康状態を把握する必要があること
- ⑤重篤な病気や難病指定を受けた場合など、留学・研究等の継続が困難となったときは、受入れ学部長等の判断で母国へ帰国させる可能性もあること

(注) 大学として対応すべき事項

最悪の事態を想定した対応策（保険を使うのが望ましい）を考えておく必要がある。

例えば、病気入院を想定し、それが危険な手術・難病であったとして、下記のシミュレーションをしておく

ア 対策チームの編成をどうするかを検討する

イ 手術までの対応（病状説明（言葉の問題）、親の呼び寄せ同意、入院時の保証人確保）を考える

ウ 手術後、退院後の介護サポート体制（本人の要望の把握と対応）の問題を視野に入れておく

エ 経済的な問題（医療費、退院後の生活費等）を検討しておく。

(5) 異文化対応

生活習慣、宗教などに関する問題発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面のケア）体制を整備し、周知する

(6) その他

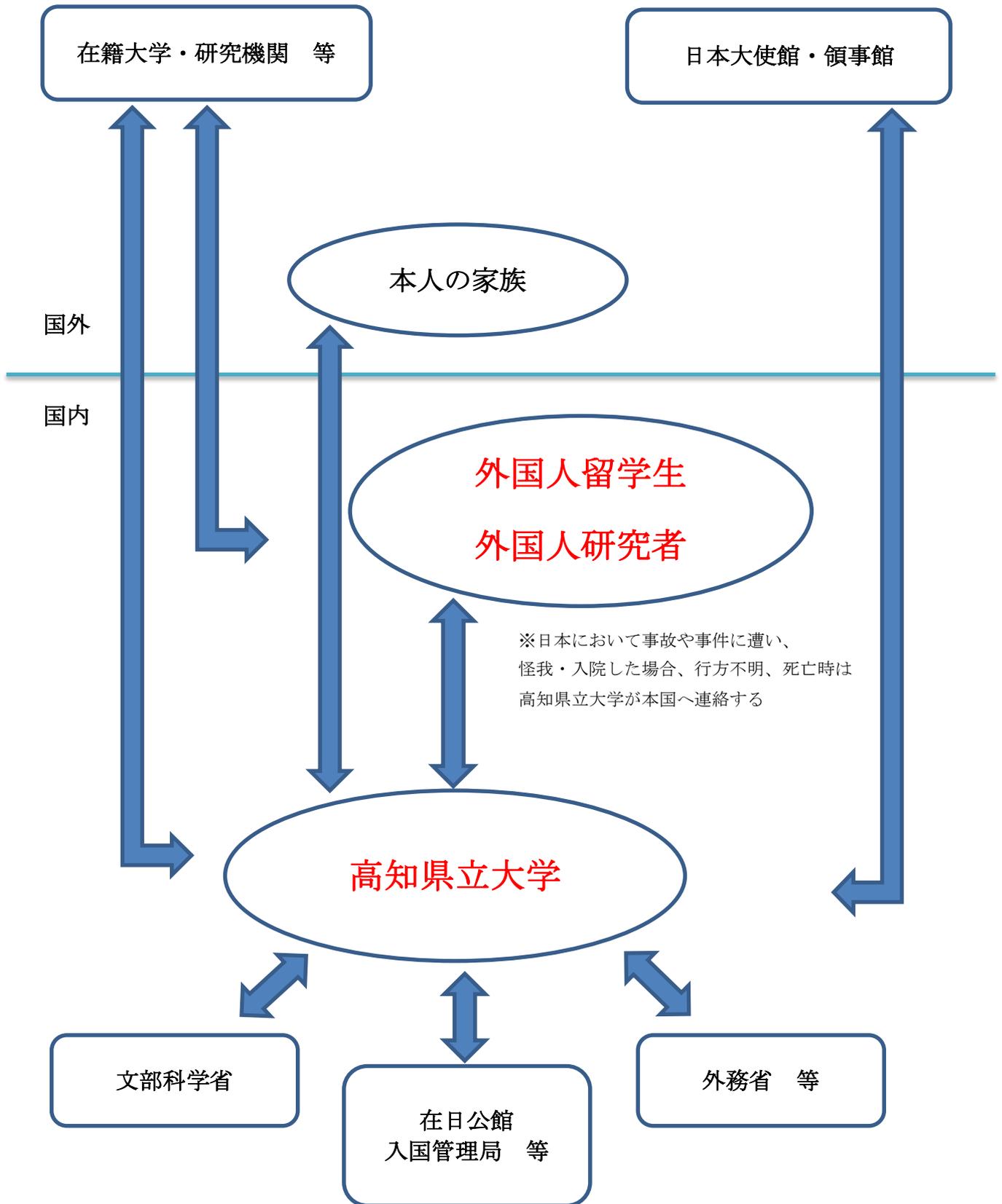
人間関係、さまざまなハラスメント、学業、進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての体制を説明する。また、言葉の壁がないよう対応方法も考えておく。

5. 大学が留学生等に加入を勧める保険

留学生等が留学中などに死亡又は重篤な病気に罹患した場合や怪我をした場合の大学の対応で、家族を呼び寄せるための費用や死体移送費用、火葬費用などを準備しなければならない事態も想定される。このようなことから、大学は、「留学生救援者費用保険（遺体移送費用や火葬費用などが保障される）」への加入を勧める。

外国人留学生に対する危機管理体制

高知県立大学国際交流センター



Dealing with Emergencies and Disasters

In order to secure your safety in case of emergency or a disaster, please keep in mind following instructions.

Phone numbers for help:

Sudden illness and injury	Fire Station	119
Fire	Fire Station	119
Traffic accidents	Police Station	110
Theft and other crimes	Police Station	110

Report to the International Exchange Center:

(088) 847-8816; or e-mail address: uokcie@cc.u-kochi.ac.jp

Security room at IKE Campus 080-6386-7862 (24hours)

Sudden Illness or Injury (Call 119 for Ambulance Service)

When you need an ambulance, dial 119 and say, "Kyūkyū desu" (I need an ambulance). Give your name and address. Tell the operator about your injury or illness. The emergency service will find you a hospital for treatment. The ambulance service is free of charge.

On holidays and in the evening, you may want to give a call to a hospital for emergency treatment. Ask which clinic or hospital is on duty at the time at the nearest city or town hall or at the main fire station within the area.

For further information, Kochi Iryo Net web site to you.

On this site, you can search for medical clinics or hospitals by medical department or correspondent language.) Kochi Iryo Net: <http://www.kochi-iryonet.net/>

Fires (Call the Fire Service at the phone number 119)

It is important to take precautions when using a cooking oven, heater or any home appliance. Do not smoke in bed.

◆ In case of FIRE:

- (1) Shout "Kaji !" (Fire!) to alert your neighbors.
- (2) Dial 119. The Fire Service will ask you whether there is a fire or you need an ambulance. Answer "Kaji desu" (There is a fire). Give your name, address, phone number and any building in the neighborhood that a landmark.
- (3) If the fire is not particularly threatening, use a fire extinguisher to put it out. Cover your mouth with a damp towel as protection against poisonous gas. Leave the area, keeping your body and head as low as possible.

Traffic Accidents (Call 110 to the police)

If you are involved in a traffic accident, you are required by law to report to the police. If you fail to report the accident to the police, you can't obtain the Certificate of Traffic Accident that you need in order to make insurance claims. Make sure to note down the name

and address of the other party and contact the insurance company. In case of injury, NO MATTER HOW SLIGHT, you must have a medical examination.

If you do not know how to make an insurance claim, or how to settle matters out of court, contact the following traffic accidents office or lawyer. Consultation is free of charge and there are consultants in several areas of the prefecture. Consultation is in Japanese. If you do not understand Japanese, you should engage an interpreter or contact Kochi International Association (Tel (088) 875-0022).

Traffic Accidents Office
Kochi Prefecture Office 4F
1-2-20 Marunouchi, Kochi-city, Kochi
Tel (088) 823-9578
Office Hours: 9:00 – 12:00 , 13:00–16 : 00 Mon, Tue, Thu, Fri

[Accident Insurance]

Car insurance is divided into compulsory insurance (required by law) and optional insurance. Compulsory insurance only covers injuries and death of the other parties to accidents caused by the insured. Its coverage may not be enough. Therefore, it is strongly recommended that car owners buy optional insurance, which provides full coverage against loss, injury due to accidents, and damage to vehicles etc. This is particularly advisable because pedestrians have the priority in Japan, and the amount of financial compensation for accidents is extremely high. When you buy or obtain a motorcycle or a car, check the status of the insurance policy.

Cars and Bicycles

In order to prevent traffic accidents, the drivers of cars and motorcycles must possess a driver's license. Please note that even if you have a driver's license from your home country, you are not allowed to drive in Japan unless you obtain a valid international or Japanese driver's license.

You may find bicycles left on the streets, but it's often case that they are parked temporarily or left after they had been stolen at some different places. Therefore please do not take them since they are not yours.

Theft and Other Crimes (Call 110 to the police)

Dial 110 in case of theft and other crimes.

Earthquakes

Earthquakes occur frequently in Japan. Earthquakes can happen at any time without any warning. You should always be prepared, both physically and mentally, in order to keep damage to a minimum.

- What to do if you feel shaking
 - If you are at home, hide under a desk. Do not rush outside.
 - Turn off all gas and cooking or heating appliances, which may cause a fire hazard.
 - If you are outside, stay away from concrete walls and other things that could fall over.

- What to do after the shaking stops

- Open doors or windows to create an escape path.
- Wear shoes so you don't get hurt by broken glass.
- Turn on the TV or radio for information about aftershocks and tsunami.
- If your house looks like collapsing or fire has broken out nearby, go to the designated evacuation center. Be sure to bring your emergency supplies after closing the gas valve and turning off the electricity breaker.

Tsunamis

A tsunami is a tall wave that approaches the shore very quickly. Tsunamis are caused when an earthquake happens in the ocean. Turn on the TV or radio for an emergency warning, warning, or advisory for tsunamis following the shaking earthquake.

- ◆ Be aware during your everyday life

- Check out a hazard map
(http://www.kochi-kia.or.jp/earthquake/english/english_revised_summary.pdf/)
6 languages are available: Chinese, Korean, Tagalog, Indonesian, Vietnamese
- Decide ahead of time where to evacuate if a tsunami occurs.

- ◆ When you evacuate

- If you are near the ocean, run to a high place far from the ocean.
- A tsunami could occur even after a small earthquake.
- Tsunamis approach repeatedly, not just once.
- Don't go near the ocean until the tsunami emergency warning, warning, or advisory has been turned off.

Typhoons

Typhoons approach Japan during the period of June through October. Typhoons come with strong rain and wind.

- ◆ During a typhoon

- Move inside potted plants, trash bin, and any items that could be blown away.
- Close the curtains so that you won't get injured if the windows break.
- Stay inside as much as possible.
- Pay particular attention to the weather forecast. If you are advised to evacuate, do so immediately.

Heavy rain, Floods and Land- related disasters

During heavy rain, river banks can be flooded, and water can seep into homes. If you are in a low-lying area that seems to collect water or is slow to drain, escape to a higher place. Stay away from the rivers and streams. Heavy rain can also cause landslides. Check on the hazard maps made by Kochi Prefecture (<http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/>)

Being prepared for disasters

- Emergency supply kit checklist (You should have an emergency supply kit ready.)

Flashlight and spare batteries	Portable radio	Emergency rations
Drinking water	Medications	Money Cash card
Passport	Resident card	Health insurance card
Clothing and underwear	Helmet	Towel Gloves
- Participate in local disaster drills.
- Do not place objects in entrance, passageway and corridor which may obstruct evacuation.
- Check the location of the evacuation center and access routes.
- Any time a disaster comes, turn on the TV or radio.

Vocabulary used during disasters

- Advisory (chūihō) • • • a notice that a disaster may occur. There are advisories for heavy rain, floods, strong winds, tsunamis, etc.
- Warning (keihō) • • • a notice that a large-scale and dangerous disaster may occur. There are warnings for heavy rain, floods, violent winds, tsunamis, etc.
- Emergency Warning (tokubetsu keihō) • • • a notice that disaster may occur at an unheard-of scale. There are warnings for heavy rain, violent winds, tsunamis, etc.
- Emergency earthquake warning (kinkyū jishin sokuhō) • • • a notice to be careful because an earthquake is about to occur.
- Evacuation preparation advisory (hinan junbi joho) • • • a notice to be prepared to evacuate
- Evacuation advisory (hinan kankoku) • • • a notice that residents are recommended to evacuate
- Evacuation order (hinan shiji) • • • a notice that residents are required to evacuate

After the disaster

In a large-scale disaster, let your embassy or consulate know that you are safe.

University of Kochi (kppuc@asp34.emc-call3rd.jp) will send a message to your e-mail address that are registered by International Exchange Center. When you receive it, you must submit your condition. In order to make sure you receive the message, submit your e-mail address to the International Exchange Center if you change it.

Even during emergency (evacuation) drill, University of Kochi will send e-mail, so please check the e-mail and be sure to reply.

平成 26 年 3 月 「高知県立大学学生の国外渡航のための安全管理マニュアル」初版
平成 27 年 5 月 「高知県立大学受入留学生危機管理マニュアル」初版
平成 27 年 8 月 「高知県立大学学生の国外渡航のための安全管理マニュアル」更新
平成 28 年 7 月 「高知県立大学受入留学生危機管理マニュアル」更新
平成 29 年 11 月 上記 2 つのマニュアルを「国際交流対応マニュアル」として統合 初版